

四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 4日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第62号

四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和61年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで （略）</p> <p>(7) 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法13条に規定する健康診査を受けるため請求した場合（妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間）</p>	<p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 条例第2条第3号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで （略）</p> <p>(7) 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法13条に規定する健康審査を受けるため請求した場合（妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間）</p>

(8)及び(9) (略)	(8)及び(9) (略)
--------------	--------------

附 則

この規則は、令和元年10月4日から施行する。

(総務部人事課)